

法 学 号 外
平成 29 年 2 月 7 日

各私立高等学校長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「情報教育の推進等に関する調査研究」に係る報告書及び概要資料の活用についてこのことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
なお、本報告書及び概要資料は文部科学省ホームページにて公開しております。

【文部科学省ホームページ】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1381046.htm

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年2月3日

各都道府県教育委員会高等学校教育主管部課
各指定都市教育委員会高等学校教育主管部課
各都道府県私立学校主管部課
附属高等学校を置く国立大学法人
学校設置会社の学校を所管する構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた地方公共団体 御中

文部科学省生涯学習政策局情報教育課

「情報教育の推進等に関する調査研究」に係る報告書及び
概要資料の活用について（送付）

文部科学省は、高等学校の生徒の情報活用能力について、把握、分析するとともに、指導の改善、充実に資するため、平成27年度に全国の国・公・私立の高等学校（本科の全日制課程の学科）及び中等教育学校後期課程の第2学年の生徒4,552人（135学科）を対象として、情報活用能力調査を実施しました。このたび、本調査の分析結果等を踏まえ、下記のとおり、調査結果の報告書及び概要資料等を作成しました。

については、本資料の積極的な活用により、全ての教員が情報活用能力を育む指導を一層充実させることができるよう、御対応をよろしくお願いします。

なお、都道府県教育委員会においては所管の高等学校及び高等学校を所管する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、指定都市教育委員会においては所管の高等学校に対し、都道府県においては所轄の私立高等学校に対し、国立大学法人においては附属高等学校に対し、学校設置会社の学校を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては運営高等学校に周知し、活用への御指導をよろしくお願いします。

また、本件については平成29年1月17日に報道発表しております。

記

- 1 「情報活用能力調査（高等学校）調査結果」
生徒の情報活用能力調査の結果分析と公表問題
- 2 「情報活用能力調査（高等学校）結果概要」
上記1の概要版リーフレット
- 3 （参考資料）報道発表資料（「情報活用能力調査（高等学校）概要」）

※なお、本件は文部科学省ホームページで公開しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1381046.htm

〔本件担当〕 文部科学省生涯学習政策局情報教育課
松本、窪田、野口
TEL：03-5253-4111（内線：2659）
FAX：03-6734-3712
E-mail：johokyoiku@mext.go.jp

